

ロンドン事務所

【スコットランドにおける地方自治の動向】英国

スコットランド自治政府は、1999年の創設以降初めて、スコットランド全土を対象とした「ごみに関する規範 (Code of Practice on Litter and Refuse)」を公表した。

「1990年環境保護法 (Environmental Protection Act 1990)」に沿って策定されたもので、道路の清掃とごみ処理について、スコットランドの自治体が果たすべき義務を明記している。また、海岸の「清潔度基準」を改定するとともに、許容されるごみ量を土地の種類別に示したほか、ごみ廃棄に対する罰金についても触れた。さらに、地方自治体が管轄地区の「清潔度基準」の遵守を怠った場合、ウェブサイトを利用して当局に報告する方法を掲げている。この項では、写真を使って、地域がどの程度清潔に保たれるべきかを示している。

また、スコットランド自治政府が作成した誓約書「気候温暖化に関する宣言 (Declaration on Climate Change)」に署名することでスコットランドの32の自治体全てが合意したというニュースもあった。同宣言は、スコットランドの公共部門に気候温暖化対策の政策枠組みを提供することを狙いとし、署名者自身による方策と行動によって、気候温暖化の影響を緩和することを目指している。これら32の自治体は、スコットランドの公共機関のうち、同宣言に最初に署名することになり、自治体による気候温暖化対策の誓約文書署名に関しては進展がみられないイングランドとは対照的である。

同宣言は、署名者に下記の事項を実践させるものである。

- ・気候温暖化への取り組みでより大きな責任を果たす
- ・サービスを提供し、業務を遂行する中で、気候温暖化対策への取り組みを改善させる
- ・地域での気候温暖化防止活動を促進する
- ・地球温暖化への取り組みを改善、報告するための行動計画を作成する

具体的には、エネルギー消費や交通利用、ごみの廃棄などを通して自治体の業務が発生させる温室効果ガスの大幅削減計画を、達成目標とスケジュールと共に作成、公表すること、また気候温暖化対策の進展を報告する年次報告書を発表することなどを誓約させている。

スコットランド自治政府は2005年、スコットランドの自治体が行っている気候温暖

化対策を調べる調査に協力し、2006年、公共部門全体での二酸化炭素（CO₂）排出量削減を目指す方策を掲げた「スコットランド気候温暖化対策プログラム（Scotland's Climate Change Programme）」を発表した。

スコットランドの地方自治体によるサービスの改善を目指す組織「改善サービス（Improvement Service）」¹は、「冬季における暴風雨発生率の倍増や気温上昇など、スコットランドは既に気候温暖化の影響を受けている」と訴えている。ベスト・バリュウー制度から地域の都市計画政策に至るまで、今後、「気候温暖化に関する宣言」の影響が地方自治のあらゆる局面に現れると思われる。

（参照）

<http://www.scotland.gov.uk/Publications/2006/12/13125718/1>

<http://www.littercode.co.uk/docs/COPLARPR19dec06.pdf>

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/scotland/6265485.stm>

<http://www.scotland.gov.uk/News/Releases/2007/01/15121842>

<http://www.improvementservice.org.uk/news-across-scotland/news-across-scotland/councils-get-behind-scotlands-climate-change-declaration.html>

【住宅と地域再生を担う「コミュニティーズ・イングランド」が設置へ】英国

コミュニティ・地方自治省（DCLG）は1月中旬、イングランドで住宅と地域再生に関する業務を担う新たなエージェンシーとして、「コミュニティーズ・イングランド（Communities England）」を設置することを発表した。

新組織は、「住宅公団（Housing Corporation）」と「イングリッシュ・パートナーシップス（English Partnerships）」の合併によって設立され、更に、現在コミュニティ・地方自治省が手掛けている業務の一部を引き継ぐ。それゆえ、イングランドにおける住宅、地域再生に関するサービスの大きな変革を意味するこの措置は、設立からわずか9ヶ月しか経っていないコミュニティ・地方自治省の業務が政策立案のみに限定されることも意味し、同省の今後の行方について、憶測を新たにしている。

政府はまた、1月下旬、内務省をそれぞれ治安と司法を担当する2つの省に分割し、政府組織の更なる再編を進める可能性を示唆した。これは、内務省が手掛ける業務の見直し作業の提案を受けた案である。

背景

¹ スコットランド自治政府、スコットランド自治体協議会（COSLA）、自治体事務総長会（SOLACE）のパートナーシップ。保証有限会社（company limited by guarantee）の形態を取っている

コミュニティー・地方自治省は、2006年5月の地方選における与党労働党の大敗を受けた省再編で新設された。担当政策分野は、「都市・地域政策」、「平等(equalities)」、「消防」、「住宅」、「地方自治」、「都市計画」などで、その大半は、この際に廃止された副首相府(OPDM)から引き継いだ(コミュニティー関連の業務の一部は内務省から引き継いだ)。地方自治関連のこれらの業務は、1997年にブレア労働党政権誕生してまず環境・運輸・地域省が、次いで運輸・地方自治・地域省、そして2002年5月からは、省再編で創設された副首相府が担ってきた。

「住宅公団」は、「1964年住宅法(Housing Act 1964)」によって1964年に設立された。主な機能は、イングランドの新築公営住宅への資金提供と、登録非営利家主(Registered Social Landlords、RSLs)²の監督であり、また中央政府と地方自治体に対し、公営住宅政策を提供している。

住宅公団の理事会は長らく、その権限と機能を、理事会の下に置かれる委員会や幹部に委任していた。しかし実際には、これを許可する法律は存在していなかったため、政府は2006年、「2006年住宅公団(委任)等法(Housing Corporation (Delegation) Etc. Act 2006)」を成立させ、この慣行を合法化した。背景には、1980年代以降、地方自治体が有する大量の公営住宅の所有権が登録非営利家主に移ったことを受け、住宅公団の役割と責務が拡大したのに伴い、理事会がその権限と機能を委任する機会が大幅に増えたことがある。

「イングリッシュ・パートナーシップス」は、地域再生関連業務を担う政府のエージェンシーであり、「ニュータウン委員会(Commission for the New Towns)」と「都市再生庁(Urban Regeneration Agency)」の合併により、1999年に設置された。

ニュータウン委員会は、ミルトン・キーンズなどの有名なニュータウンを建設したことで知られる「ニュータウン開発公社(New Towns Development Corporations)」の業務を監督するため、「1959年ニュータウン法(New Towns Act 1959)」に基づき、1961年に設立された。1998年には、ロンドンのドックランズ地域を含む脱工業化都市で1980～90年代に創設された「都市開発公社(Urban Development Corporations)」のインフラ整備プロジェクトを吸収している。一方、都市再生庁は、「1993年借地改革・住宅・都市開発法(Leasehold Reform, Housing and Urban Development Act 1993)」のもと、地域再生関連の政策立案とサービス提供を担う組織として、1993年に設置された³。

イングリッシュ・パートナーシップは、特に産業用の土地、建築物を多く所有し、また地域再生目的で交付される一連の政府補助金の監視業務も行っている。さらに、

² 住宅公団に登録している非営利家主を指す。その大半は住宅組合(Housing Associations)である

³ 「1993年借地改革・住宅・都市開発法」では、「都市再生庁」との名称で設立が定められたが、当時より「イングリッシュ・パートナーシップ」との呼称を使っていた。管轄地域は英国全土

コミュニティー・地方自治省とともに、2003 年度に新設された 3 つの都市開発公社の業務を監督している。

コミュニティー・地方自治省が設立されるまで、住宅、地域再生関連の政策は、副首相府の「持続可能なコミュニティー計画」に沿って進められていたが、副首相府の廃止と同省の創設後、同計画は段階的に廃棄された。

コミュニティーズ・イングランド

コミュニティーズ・イングランドは、副首相府が 2006 年 4 月に開始した住宅と地域再生に関する見直し作業の結果を受けて、設立が提案された。見直し作業の委任事項は、「イングリッシュ・パートナーシップと住宅公団が手掛ける、住宅と地域再生に関するサービス提供の制度的構造を評価する」ことであり、更に 2006 年 7 月、この分野におけるコミュニティー・地方自治省のサービス提供機能も見直すことが付け加えられた。

見直し作業はその結果、「適正住宅プログラム (Decent Homes)」⁴、「住宅建設推進プログラム (Housing Growth)」⁵、住宅に関する PFI⁶、「住宅市場開発プログラム (Housing Market Renewal)」⁷、及び都市再開発関連のコミュニティー・地方自治省によるサービス提供機能は、新たなエージェンシーに移行するべきであると提言し、政府はこれを受け入れた。

コミュニティーズ・イングランドへの予算は、現在の政府予算から試算して、年間 40 億ポンド（約 9200 億円）以上に上ると見積もられている。最終的な予算額と、コミュニティー・地方自治省への予算からコミュニティーズ・イングランドへ与えられる額は、今夏に発表される「2007 年包括的歳出見直し (Comprehensive Spending Review 2007, CSR07)」⁸で示されることになる。なお、イングリッシュ・パートナーシップと住宅公社の議長は共に、コミュニティーズ・イングランドの設立を承認している。

(参照)

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2334>

<http://www.englishpartnerships.co.uk/page.aspx?pointerid=72EEDE1CD2F64BE1B0173FED7892DBBC>

⁴ 2010 年までに全ての公営住宅が住環境に関する一定の水準を満たすことを目指すプログラム

⁵ イングランド南東部での住宅建設推進プログラム

⁶ PFI = Private Finance Initiative。民間部門とのパートナーシップを活用することにより、公共部門が金銭的効率性(バリュー・フォー・マネー (Value for Money, VFM))の向上を達成するためのメカニズム

⁷ 主にイングランド北部の都市部を対象とした住宅市場活性化プログラム

⁸ ブレア政権が導入した、毎年度の予算とは別に作成される予算 3 ヵ年計画。政権公約 (マニフェスト) に掲げられた目標の達成という観点から各省庁の予算を立てる

<http://www.housingcorp.gov.uk/server/show/ConWebDoc.9733/changeNav/431/outputFormat/print>

【「技術活用による政府の変革」中間報告書が発表に】英国

背景

内閣府は1月、2005年11月に発表した、情報技術の活用による公共サービス改善のための戦略文書「技術活用による政府の変革 (Transformational Government: Enabled by Technology)」に関する中間報告書を発表した。同文書が2007年7月を期限として掲げた目標の達成に向けて採られた方策を概説するものである。

「技術活用による政府の変革」では、以下の3つの戦略が示されていた。

- (1) 情報技術が可能にする公共サービスは、サービスの提供者ではなく、利用者である市民または企業を中心に考案され、近代的で調和の取れたサービス提供網を通して供給されるべきである。
- (2) 政府は、管理部門と事務部門の両方において、また情報やインフラ関連部門においても、「シェアード・サービス (shared services)」⁹の手法を定着させ、業務の標準化、簡素化、共有によって、効率性を高めなければならない。
- (3) 情報技術がもたらす変革に関するプランニング、その提供、管理、変革を実現するための技術、国レベルでの統括といった点において、政府のプロフェッショナルリズム向上が実現されなければならない。

これら戦略の実現計画は、政府各省の「機能性評価 (Capability Review)」、及び「2007年包括的歳出見直し (Comprehensive Spending Review 2007、CSR07)」¹⁰に組み入れられた。「機能性評価」は首相官邸が手掛けており、一方、同戦略と「2007年包括的歳出見直し」の調整は、情報最高責任者 (CIO) 委員会と財務省の間で行われている。

憲法事項省は2006年12月、英国の法律の公式データベース「制定法データベース (Statute Law Database)」のインターネットでの公開を開始した (www.statutelaw.gov.uk)。これは、1991年2月1日時点で施行されていた議会立法 (primary legislation)¹¹と、同日以降に施行された議会立法及び副次立法 (secondary legislation)¹²をデータベース化したもので、合わせて3万を超える法令が閲覧でき

⁹ 異なる部門・組織間で、共通する事務業務、サービスなどを一括・統合して処理すること。業務の合理化、効率化、経費削減を図ることができる

¹⁰ ブレア政権が導入した、毎年度の予算とは別に作成される予算3ヵ年計画。政権公約(マニフェスト)に掲げられた目標の達成という観点から各省庁の予算を立てる

¹¹ 上・下院で可決され、国王または女王の裁可を経て施行される法律。「Act of Parliament」と呼ばれる

¹² 議会での可決を必要としない法令。行政委任立法 (Statutory Instrument、行政機関によって制定される命令

る。中央政府による法令のほか、スコットランド、ウェールズの法令も閲覧可能。誰でも無料で利用することができ、高度な検索機能とナビゲーション機能を備えている。

同サイトでの閲覧が可能で、現在も施行されている法令のうち最も古いのは、共有地への進入権に関する「1267年マールボロ法 (Statute of Marlborough 1267)」で、そのほかにも、1297年制定の「マグナカルタ (大憲章、Magna Carta)」や、日本の都道府県にあたる「カウンティ (county)」の始まりとなった地方自治体を初めて成立させた「1361年治安判事法 (Justices of the Peace Act 1361)」などを読むことができる。

「技術活用による政府の変革」

戦略文書「技術活用による政府の変革」に関する中間報告書で政府は、現在 551 ある政府関連のウェブサイトを開鎖し、「ダイレクトガブ (Directgov)」¹³などの、より規模の大きな既存ポータルサイトに組み入れる計画を明らかにした。開鎖されるウェブサイトには、道路税支払い証明書の発行などを行う運転免許証交付局 (DVLA) のサイト¹⁴や、パスポート申請・更新などを受け付ける内務省のサイト¹⁵などが含まれる。また、政府の中小企業支援サービス「ビジネスリンク (Business Link)」のサイト¹⁶へ、現在他の政府関連サイトが担う機能を更に移管し、企業の負担を減らす方針も示した。

ジョン・サフォーク政府情報担当主席によると、大使館や領事館業務、海外在住者への福祉手当支払いなどで英国政府がその機能を果たしている国は世界に 140 カ国ある。コンピューターに関連した支出は年間 120 億ポンド (約 2 兆 7600 億円) に達し、これには、労働・年金省がコンピューターを使って支払う、週当たり 1300 万ポンド (約 29 億 9000 万円) に上る福祉手当も含まれている。

「技術活用による政府の変革」には、個人、企業が公共サービスにアクセスし易いようにするだけでなく、費用削減という目的もある。中間報告書は、費用削減の成功例として、国防省の「プロジェクトホーム (Project Home)」¹⁷が省全体で大幅なコストダウンを達成したことを挙げたほか、ロンドン交通局が「シェアード・サービス・センター (shared service centre)」¹⁸の利用で人件費の 30% 削減を実現したことを紹介した。

(参照)

や規則)や、枢密院令 (Orders in Council、枢密院 (Privy Council) の助言に基づいて国王の名の下に制定される法令) など

¹³ www.direct.gov.uk

¹⁴ www.vehiclelicence.gov.uk

¹⁵ www.passport.gov.uk

¹⁶ www.businesslink.gov.uk

¹⁷ 国防省で実施された本部オフィス改装、情報技術システム改革プログラム

¹⁸ 前述の「シェアード・サービス」を手掛ける部門・組織

http://www.cabinetoffice.gov.uk/newsroom/news_releases/2007/070110_ciostrategy.asp

<http://www.gnn.gov.uk/environment/fullDetail.asp?ReleaseID=251906&NewsAreaID=2&NavigatedFromDepartment=True>

【緊縮財政の影響を受ける市民サービス（LGC誌 4/Jan/2007）】英国

地方自治体は、3%以上の経費削減を求められていることに対して、市民に直結する行政サービスが影響を受けざるを得ないだろうと危惧している。

LGCによる地方自治体の事務総長や幹部職員を対象としたアンケートによると、回答のあった72の自治体のうち、56%が目標達成のためには行政サービスが犠牲とならざるを得ないと回答しており、行政サービスを犠牲にすることなく目標の達成は可能であると答えた自治体はわずか32%であった。

ある自治体関係者は「経費削減のために考えられる全ての手立てを取っている。さらなる経費削減目標は、間違いなく行政サービスに悪影響を与える」と主張している。

別の関係者は「主だった経費削減の取り組みは既に行われており、社会保障やゴミ処理、賃金平等といった様々なプレッシャーに対処するためには、優先順位をつけて取り組むしかない。資金化を可能とする3%の効率化に、不十分な政府補助金、そしてカウンシルタックスのキャッピング（上率制限）は、自治体の息の根を止めるようなものだ」と述べている。

ゴードン・ブラウン財務大臣は先月の予算編成方針において、2008年度から3カ年における3%の効率化の達成目標を表明したが、経費削減については資金化が可能であることに重きを置いている。

62%の自治体は、既に達成した経費削減から、さらなる削減は不可能であると述べている。

調査結果では、これまでに達成した資金化が可能な経費削減の割合について、自治体によって大きな違いがあることを明らかにしている。18の自治体は資金化が可能な経費削減は80%以上に上ると回答する一方、同じ数の自治体は5%でしかないと回答している。

外部調達改善や人事など管理部門の共有は経費削減を目的としてよく使われる手段であるが、職員の雇用も安泰ではなく、60%の自治体は職員数を減らすことが解決策の一つであると考えている。

財務部長会の秘書を務めるウォリックシャー・カウンティのデビッド・クラーク資源部長は、効率化の目標の達成が困難だと主張する自治体に対して警告を発している。

「余分な贅肉が全て落とされたとは思っていない。自治体には効率化を達成するための新たなチャンスも与えられており、「できる限りのことはした」と主張するのは危険な戦略だ」と述べている。

新地方自治ネットワークのクリス・レスリー所長は「政府は地方自治体に対して、

効率化で得た資金を自らのために確保できるという「確固とした保証」を与えるべきであり、なんらかのインセンティブも与えられないのであれば、断崖絶壁に向かって走れと言うようなものだ」と述べている。

8割近く自治体は、他の自治体と協力して行政サービスを提供することについて何らかのインセンティブを求めているが、その中でもよく聞かれる主張は、事業実施当初にかかる費用に対する補助金である。

LSE（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）の大ロンドン・グループ代表、トニー・トラバース教授は「どれだけのメリットがあるかを見極める必要があるという自治体の主張は意を得ており、まさにライオンズ卿が肝に銘じておくべきことだ。ライオンズ卿は自治体が獲得した資金を地域で活用することができるよう、道筋をつけるべきだ」と主張している。

【環境担当大臣、ロンドン市長への権限委譲を拒否（MJ誌 18/Jan/2007）】英国

ベン・ブラッドショー環境担当大臣は、ロンドン市内の廃棄物処理に関する権限の各区からロンドン市長への委譲を政府が支持しないことを表明した。

大臣は、ロンドン市内全域を管轄する廃棄物処理機関の創設に対して各区選出の下院議員を通じて反対のロビー活動を行うように働きかける書簡をロンドン各区のリーダーに対して書いた。これは、ロンドンのケン・リビングストン市長が先に同機関の創設を要望していたことに対するものである。

カレン・バック議員は、廃棄物処理に関する権限を各区から新しい廃棄物処理機関に移管させることになるかもしれないG L A法の改正案に対する修正案を上程した。

「リサイクルは自治体の提供するサービスの根幹となるものであり、住民にとって極めて重大な関心事である。政府は廃棄物処理は引き続き地元自治体によって担われるのが適当と考えている。」とブラッドショー大臣は書簡の中で書いている。

ロンドン自治体連合のメリック・コッケル議長は、「リビングストン市長は、廃棄物処理機関の創設という要求をすぐに撤回し、政府の提案するロンドン廃棄物フォーラムの設立に着手すべきである。ロンドンが直面している課題は一人の人間が解決出来るものではない。我々全員が熟慮の上、効果的な方策を考えてゆかねばならない。」と語った。

G L A法の改正案は、現在委員会による審議を経ている。コミュニティー・地方自治省の報道官によると、法案の審議は1月23日の最終聴聞まで続く見通しである。

同法案が成立すれば、ロンドン市長は、都市計画、住宅政策、公衆衛生等の分野において新たな権限を獲得する。これに対して、野党である保守党、自由民主党は何れも、廃棄物に関する市長の権限拡大については反対との立場を既に明確にしている。

自由民主党の地方自治体担当の報道官は、同法案中の廃棄物処理機関創設に対する条項は「廃棄すべき」であり、恐らくそうなるだろう、と述べた。

【自治体の分別への評価（MJ誌 18/Jan/2007）】英国

150の自治体を対象とした監査委員会による評価によると、自治体の財政運営は「確実に改善されている」ものの、さらなる改善の余地があるとされた。

今回の監査委員会の評価は、地方自治体は公共セクターの効率化を指導して、一日あたり260万ポンド（約5億9,800万円）のコスト削減を実現しているとする財務省の報告をあらためて裏付けることとなった。4分の3以上の一層制の自治体（ユニタリー・大都市圏ディストリクト・ロンドン区）とカウンティは、資源活用における監査委員会の最低基準を上回っているほか、全ての自治体は最低基準を満たしていた。

しかしながら監査委員会は、財務大臣が予算編成方針で示したように、さらなる緊縮財政が求められることとなれば、資源活用におけるさらなる効率化が必要であると警告している。監査委員会のスティーブ・バンドレッド事務総長は、今回の評価結果は今後も引き続き維持しなければならないと述べるとともに、「もちろん改善の余地はあるものの、全ての自治体が最低基準をクリアしたという事実は過小評価すべきではない」と指摘している。

最も優れていると評価された自治体の数は今年の3から15へと大きく伸びている。この中には5項目中4項目で最高得点の4点を獲得したセント・ヘレン大都市圏ディストリクト、ワンズワース・ロンドン区、ケント・カウンティのほか、すべての項目で最高点を獲得したイースト・ライディングが含まれている。監査委員会は、最も優れていると評価された自治体は1割に過ぎず、今回の評価結果は自治体の財政運営にまだ改善の余地があることの明らかな証拠であると指摘している。

地方自治体改善委員会の事務総長、サイモン・ミルトン卿は「これは納税者にとって最善のサービスを提供しようとする自治体の決意の証である」と評している。

【注目される最近の出来事（主要紙からの抜粋記事要約）】英国

・ Sinn Fein backs policing <Guardian> 29/Jan

昨夜、シン・フェイン党は、臨時党大会で、86年間にわたった北アイルランド警察のボイコットに終止符を打つことを賛成多数で承認し、北アイルランド自治復活に向けた重要な一歩となった。

ゲリー・アダムス党首は、「我々の国における最近の歴史の中で、最も重要な決定の1つ」であると述べた。

ガーディアン紙は、社説で、このニュースを歓迎しながらも、同氏と民主統一党（DUP）のイアン・ペーズリー党首について、いまだ「その両足を一緒に縛りながら頂上に登っている」ようであると警告した。

・ Treasury orders public sector pay curbs <Financial Times> 29/Jan

ブラウン財務相は、公共部門職員の給与引き上げ率を抑えるよう閣僚らに指示し

た。今週、公共部門職員によるストが計画されているが、このニュースにより、労働組合の更なる怒りを買いそうだ。

スティーブン・ティムス財務首席担当官は、閣僚への書簡で、「給与引き上げ率は、インフレ率が政府目標値に戻るとの予測を反映したものでなければならない」と述べた。

• Lords proposals go to cabinet <Telegraph> 1/Feb

議員の半数を選挙し半数を任命することを骨子とする上院の改革に関する白書の草案が本日内閣に送られる見通しである。

下院のリーダーであるジャック・ストロー元外相により作成された同草案は、上院議員に5万ポンド（約1千万円）を議員報酬として支払い上院議員を“職業化”することも含んでいるものと見られる。

しかしながらこの草案は、上院議員全員の公選を主張している、北アイルランド・ウェールズ相のピーター・ヘイン等の閣僚の抵抗を受けると予想されている。

• Number of failing schools rising <Telegraph> 1/Feb

教育水準局（OFSTED）は、教育水準の低い「失敗校」が増えているとする調査結果を発表した。

調査結果によると、昨年9～12月に、いわゆる「特別措置」の枠に入れられた学校は17%増加したが、政府は、これは監査基準が厳格化されたためであると述べている。

• Lottery cash 'cannibalised' by Olympics <Telegraph> 2/Feb

会計検査院は最近の報告書の中で、宝くじの収益金のうちから5億ポンド（約1兆円）以上が、オリンピック開催経費として“食われる”であろう、と警告した。

それによると、当初の予想を1億3千万ポンド（約260億円）も上回る宝くじの収益金がオリンピック開催のための基金に使われるということである。

• Pressure mounts after second police quiz <Financial Times> 2/Feb

ブレア首相は、労働党が、党に融資をした人物を見返りとして上院議員に推薦していたという疑惑に関する調査で、2回目の警察の取調べを受けた。

先週金曜日にロンドン警視庁による取調べが行われた事実は、異例の6日間にわたる報道規制が敷かれ、多くの憶測を呼んだ後、ようやく明らかになった。首相は、現在、「生き残りをかけた戦い」の渦中にあるといえる。

ファイナンシャル・タイムズ紙によれば、ロンドン警視庁は、「劇的な進展」により「捜査に大きな進展があった」と述べている。

• Civil service 'not well managed' <Times> 3/Feb

タイムズ紙が入手した内部資料によると、各省の事務次官の半数以下は、自らの省庁の高級官僚たちが能力主義を推進していないと感じているという。また、自らの省庁がきちんと機能していると感じている次官も半数ほどしかいないことが明らかになった。

• Bird flu outbreak 'very serious' <Telegraph> 3/Feb

英国の七面鳥に鳥インフルエンザが発見されたというニュースが報道された後、ヒューイト保健相は、政府は、鳥インフルエンザの全国的な流行の可能性に対して非常に真剣に取り組んでいると述べた。

環境・食糧・農村問題省の職員は、土曜日に鳥インフルエンザと確認されたサフォークの農場で159,000羽の七面鳥を殺した。また、英国への感染経路についても調査を始めている。

同省は、家禽が野鳥から隔離されるように、サフォークの東部とノーフォークの南東部の1,300平方マイル四方を家禽の移動制限区域に拡大した。制限区域では、家禽を野鳥から隔離することが求められる。

• Britain tops EU crime tables <Guardian> 6/Feb

EUの犯罪率調査では、英国がEU内で最も高い不法目的外侵入率を示しており、英国が「高犯罪率国家」とであると結論付けている。

同調査によれば、英国で10の主要犯罪の被害者となる確率は、アイルランドを除きEUで首位となっている。

内務担当大臣のトニー・マクナルティは、同調査は精度に問題があるとして、調査結果に反論しているが、自民党の内務関係スポークスマン、ニック・クレグは、犯罪という点でいえば、英国は今や「EU内の病人」とであると述べた。

• Watchdog rounds on DoH <Guardian> 6/Feb

会計監査院は、保健省が民間企業と交わした契約について厳しく批判している。

この契約は、民間企業である「ドクター・フォスター・インテリジェンス」社が病院と一般開業医（GP）に関する情報を国民医療制度（NHS）に提供するというものだが、契約が入札競争に出されず、また同社に巨額の報酬が支払われていることで批判を受けている。

• Lords proposals prompt rows <Telegraph> 7/Feb

下院院内総務のジャック・ストローは、今日、上院改革に関する白書を公にする。

7つの選択肢が示されるが、ストロー院内総務は個人的には上院議員の半分を選挙によって、残り半分を指名によって選出するという案を好むと述べられる。

しかしテレグラフ紙は、上院議員の選出方法について決断を強いることになる彼の提案は、労働党・保守党双方からの批判を受けている、と伝えている。

保守党のパトリック・コーマック議員は、ひとつの選択肢を必ず採決することが求められて全体をまとめて却下することができない、という投票方式は、「憲法上の禁忌」だ、と表現した。また退職する上院議員に対して、退職金を支払うということに対しても怒りを招いている。

保守党の上院議員は、もしゴードン・ブラウン財務相が議会を通じて改革を強行しようとするならば、議事進行では抵抗を受けることになる、と警告している。一方で、インディペンデント紙は、多士済々な上院の「良い上院議員ガイド」を出版する。

【ザクセン・アンハルト州の基礎自治体構造改革】ドイツ

東ドイツの4州は、すでに市町村合併などの基礎自治体の構造改革を実施しているが、ザクセン・アンハルト州の改革はこれからである。郡(Kreis)と呼ばれる広域自治体の構造改革は進んでおり、1990年の東西ドイツ統一直後に設立された31郡はすでに21郡になったが、2007年7月1日に新たに11郡に再編成される予定である。州政府は前から特に中心的な都市の周辺での基礎自治体の自発的な合併を呼びかけていたが、現在まで合併が実現されなかった。

ザクセン・アンハルト州の面積は2万385平方キロメートルで、人口は245万6687人(2006年6月30日現在)である。州首都はマグデブルク市(人口22万9,000人)で、その他の大きな都市としては、ハッレ・ザーレ市(23万7000人)とデッサウ市(7万8,000人)がある。現在の州内の基礎自治体の数は1,039市町村で、そのうち718町村(67.9%)は人口1,000人以下、そのうち411町村(39.44%)は人口500人以下である。

ドイツの他州でも見られるように、市町村にはさまざまな形があるが、ザクセン・アンハルト州の市町村で、日本の市町村に類似する自立した市町村(単一市町村)は少数である。自立市町村には直接公選専門職首長が存在し、首長の下に置かれている行政機関がさまざまなサービスを直接提供している。その形態の市町村は38あり、中には郡独立市であるハッレ・ザーレ市、マグデブルク市とデッサウ市も含まれる。州内の1,004市町村(市町村としての法人格を持つが、単一市町村ではない市町村がほとんどである)は、行政を行うために94の市町村小連合(Verwaltungsgemeinschaft)を構成している。

市町村小連合は、2つに分類される。第1は、市町村小連合の構成市町村のうち、一つの市町村(普通は最大規模の市町村)が他市町村のための業務を引き受ける(委託行政モデル)。第2は、複数の市町村が共同して一つの行政組織を設立・運営する(共同行政モデル)。市町村小連合の加盟市町村には、議会と首長が存在するが、首長も議員と同様名誉職である。ザクセン・アンハルト州では現在、34市町村小連合は委託行政モデル、60市町村小連合は共同行政モデルである。ドイツの他州に比べて、ザクセ

ン・アンハルト州には確かに小規模市町村が極めて多い。西ドイツ州のラインラント・プファルツ州はそれ以上の小規模市町村が存在するが、ラインラント・プファルツ州は、ザクセン・アンハルト州の 2 倍ほどの人口を有する。特に東ドイツの他州との比較では、ザクセン・アンハルト州は最も小規模市町村が多い。隣のザクセン州では改革が進んでいるため、人口が 1,000 人を下回っているのは 8 町村のみとなっている。

ほとんどの東ドイツの地域と同様、ザクセン・アンハルト州は人口減少に直面している。1990 年の統一当時では、同州の人口は約 289 万人であったが、2006 年には約 245 万 6,000 人に減少した。人口減少は、州外への移動と死亡率が出生率を上回っていることに起因している。今後も、人口の減少傾向は継続すると予測されている。2020 年の人口推計上では約 205 万 5,000 人であり、これは 1990 年と 2020 年の間に人口が 29% 減少することを意味し、また 2006 年と 2020 年の間では 16% 減少を意味することになる。

人口減少に関する別の要因は、人口構造も変化していることである。日本でも同じ状況が起こっていることは言うまでもないが、高齢化と少子化である。2020 年には、人口の 27.2% は 65 歳以上、12.9% は 18 歳未満であることが予測されている。したがって、人口の約 40% は労働市場に参加していないこととなる。その上、ザクセン・アンハルト州の地元経済がやや弱いため、雇用状況も厳しい。地元の仕事を持つ人々の数も減り続け、他州に通う人が増えている。

人口減少と雇用の縮小は、自治体の収入に直接影響を与える。税収が少なくなると同時に、人口数と直結している州からの財政調整による交付金も削減される。東ドイツの州の発展のために西ドイツの州から特別税として徴収された財源は将来的には削減される（2006 年から 2019 年までの間にこの特別補助金のような移譲財源が 80% カットされる）予定である。そのため、州全体の状況も厳しくなることから、州からの市町村への手厚い援助は期待できないこととなる。したがって、公的部門全体として、将来の発展の可能性を失わないためには、財政の建て直しと改革が緊急の課題となっている。

自治体は、すでに財政危機に直面している。新規の借入には歯止めがかかっているが、もともとは一時的な問題を解決するために許される短期借り入れは増加傾向にある。多数の小規模市町村は、歳出が常に歳入を上回り、給料や各種の支払いができないため、緊急補助金を州に申請する状況となっている。このような財政危機下では、必要なインフラのための投資や施設の維持さえが行われないことも不思議ではない。

このような状況に対応するためには、基礎自治体の構造改革が緊急な課題である。基礎自治体の合併等の改革は、自治の廃止や弱体化を意味するものではない。財政状況の限界に対応するためにこの機会をとらえて改革を行えば、将来の自治が保証される。州政府は改革の目的を次のように明らかにしている。「ザクセン・アンハルト州内の市町村を改革することによって、市町村が自治事務と委託事務を正確、効率的に、

そして高品質で行えるように市町村を強化する。」また、「現存する市町村の施設は効率的かつ経済的に利用しなければならない。」この二つの目的を実現するために、州政府はすべての市町村を自立した単一市町村に再編成し、市町村小連合をすべて廃止することを提案している。単一市町村は、財政規模や専門的な知識と技術においても、自治事務と委託事務の実施能力が増し、自治を強化できる。また、ある程度の規模がなければ、都市計画などの地域計画の立案・実施が困難であることは明らかであり、また、将来の経済発展やインフラ構造発展のための地域計画が欠かせないことも明らかである。

これらを背景に、単一市町村の最低人口規模が 1 万人に設定された。ザクセン・アンハルト州の調査でも、他州や他機関の調査でもこの規模が適切であるとの報告がある。現在ザクセン・アンハルト州に存在する単一市町村は、当時の法律に従って構成されたため、1 万人未満の町村も少なくないが、存続は保証される。しかし、市町村小連合はすべて単一自治体に統合される。新単一自治体の境界はすべて 7 月に発足する郡境界に沿わなければならない。特別な地理的条件などがある市町村に関しては例外もあるが、基本的にはすべての市町村を単一市町村に再編成することを目指している。

ただし、このような大合併の下でも、地名がなくなることはない。自立した自治体としての法人格がなくなるにしても、以前の市町村名は地区の名称として残る上、地区の制度が導入される。合併された市町村には、新しい市町村の区として一定の権利を有し、区評議会や区長の設置が可能となる。このような制度は他州では成功している。

ドイツでは、地方自治そのものは憲法に相当する基本法第 28 条によって保証されている上、各州の州憲法でも保障されている。しかし、現存する自治体そのものの存続が保証されているわけではない。したがって、州は、個々の自治体の同意がなくても、強制的な自治体改革を行うことができる。ザクセン・アンハルト州での改革は、2007 年から 2009 年までの間に市町村の自発的な合併が期待されているが、その後必要があれば、法律により強制的な再編成を予定している。

ザクセン・アンハルト州全体のかかなり難しい状況を考慮すれば、今のままでは市町村が生き残れないことは明らかである。ザクセン・アンハルト州の市町村連盟 (Städte- und Gemeindebund Sachsen-Anhalt) は 2005 年時点ですでに本当の自治のためには、市町村連盟より単一市町村の形が望ましいという見解を公表している。これを考えれば、5 年ほどでこの大改革が成功する見通しは、明るいと考えられる。

(参照)

Ministerium des Innern des Landes Sachsen-Anhalt 14.12.2006, „ Eckpunkte für die flächendeckende Bildung von Einheitsgemeinden in Sachsen-Anhalt “: http://www.komsanet.de/media/custom/39_5492_1.PDF?loadDocument&ObjSvrID=39

&ObjID=5492&ObjLa=1&Ext=PDF

Städte- und Gemeindebund Sachsen-Anhalt 14.11.2005, „ Städte und Gemeinden 2020 -Leitbild für eine nachhaltige Kommunalpolitik “: http://www.komsanet.de/media/custom/39_4181_1.PDF?loadDocument&ObjSvrID=39&ObjID=4181&ObjLa=1&Ext=PDF

【自治体代表組織が政策を提案】ドイツ

ドイツの地方自治体を代表するドイツ都市会議、ドイツ郡会議およびドイツ市町村連盟は通常政府の政策案やさまざまな変革について反応することが多い。自治体の立場を明らかにする報告書や意見書を発表したり、政府の法案に意見を表明したりすることが主な役割の一つでもある。しかし、場合によっては政策案を自ら発表することもある。先頃、二つの組織は二つの分野についてかなり大掛かりな政策案を提出した。

ドイツ都市会議は、トラックを対象にしている道路課金制度を市町村が管理する道路に拡大し、その収入の一部を市町村に交付することを提案した。現在、運送用のトラックが高速道路や主要道路の一部を利用する時に課金が設定されているが、地方道路は対象外となっている。ドイツ都市会議は、多くの貨物運送の最終的な目的地は市町村であり、そのために市町村がトラックから受ける障害が重い上、道路の管理と修復のための財政的負担も高くなっていること、また、連邦と州とで交渉されている州税である運送税の軽減の代わりに道路課金の収入の一部が州に移譲されるという提案について、市町村にも一部が移譲されるべきであることを主張している。また、EU法によれば、道路課金により徴収された財源は、交通インフラのみに利用されるべきである。しかし、かなり大胆な提案である上、財源移譲の要求も含まれているため、それについて連邦レベルで本質的な議論がされるかどうかはまだ明らかではない。

もう一つの政策案は、ドイツ市町村連盟が発表したものである。大連立政権が 2005 年秋に発足して以来、家族政策が注目を集めている。この背景と関連し、ドイツ市町村連盟は児童手当¹⁹の支給を縮小し、相当の財源を市町村に児童ケア施設（幼稚園、保育園等）や青少年対象サービスの財源として移譲することを呼びかけている。市町村は現在 130 億ユーロを児童サービスに当てているが、保護者に入ってくる児童手当は 350 億ユーロに上っている。

「しかし、児童手当が子供のために利用されているかどうかは疑問があり、市町村の児童サービスの方がより透明性が高く、価値がある可能性も高い」と新聞のインタビューの中でその提案をしたドイツ市町村連盟の事務総長がつけ加えている。また、

¹⁹ 児童手当（Kindergeld）：子供の出生から 18 歳になるまで親・保護者に対して支給される直接手当。現在、第 1 から第 3 の子供までは月 154 ユーロ、第 4 の子供からは 179 ユーロに上がる

最近は市町村の幼稚園などを無料にする議論についても市町村連盟の立場を再び強調した。つまり無料にするための財源をどうするかについてはまったく解決されていないため、自治体の財政危機のなかで、このような議論は無駄であること。また現在の制度で、すでに施設利用料は、家庭別の収入により設定されているため、「利用料が高すぎるから子供が入園できない」ということはなく、逆に今問題となっていることは、十分な施設がない地域が存在している点であるとしている。

しかし、この提案もかなり大胆なものであるため、連邦レベルの政治家の反応は鈍いのが現状である。

(参照)

Deutscher Städtetag im Internet Pressemitteilung 5.1. 2007, „ Deutscher Städtetag: LKW-Maut ausweiten und Kommunen an den Mauteinnahmen beteiligen “; <http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressediens/artikel/2007/01/05/00436/index.html>

Deutscher Städte- und Gemeindebund im Internet Pressemitteilung 28.12.2006, „ Kommunen wollen Kindergeld kürzen “; http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/index.phtml

【バイエルン州の首相は引退を発表】ドイツ

1993年5月以来、エドムント・シュトイバー氏 (Edmund Stoiber) はバイエルン州の首相を務め、現役の州首相の中で最長在任者である。バイエルン州は、ここでのみ活動するキリスト教社会同盟 (CSU) が 1960年代から最強勢力として政権を握り続けていることで、ドイツの中でも特別な存在である。連邦レベルでは、CSUはキリスト教民主同盟 (CDU) と協力しているため、CDU・CSUの略はよく目に付くが、CSUはバイエルン州でのみ活動し、他州に支部がなく、逆に CDU はバイエルン州に支部がない。政策はよく似ているが、どこかにバイエルン独特の保守性がある。

シュトイバー氏は、連邦レベルでのポストの候補者でもあった。バイエルン州はドイツ連邦のなかでも有力な州であるにもかかわらず、他の地域とは多少のギャップがある。昔プロイセンだった北ドイツの地域とバイエルンの間には、緊張感があるのはよく知られている。バイエルン出身の政治家は、連邦首相にはなれないという説まで存在している。しかし、2005年に連立政権発足時、シュトイバー氏は連邦大臣に任命されたが、結局はそれを辞退し、バイエルン州に戻った。

首相としての立場は少し危うくなったものの、2006年には再び安定したかと思われたが、年末に彼に対する党内の批判が爆発した。その理由はさまざまであったが、直属の部下が違法な行動をとったというスキャンダルはその一つであった。新年に入って、シュトイバー氏は、2007年秋には首相と党首の座を引退することを発表し、2008

年に予定されている州選挙には出馬しないこととなった。その結果、後継者争いが始まっている。手を上げている人の中には、連邦政府の現役大臣が一人、バイエルン州政府大臣は二人もいる。その後継者争いは、しばらくドイツのメディアを騒がせることとなるであろう。

(参照)

Die Zeit im Internet, Bildergalerie: „Servus, Dr. Seltsam“;
<http://www.zeit.de/online/2007/03/bildergalerie-edmund-stoiber?1>
Hanns-Seidel Stiftung, „Chronologie der CSU 1945-2006“;
<http://www.hss.de/downloads/Chronologie06.pdf>